

令和8年
(2026年)
4月から

城南小学校の通学区域を 一部変更します

品川区では、就学人口が増加する中、安定的に児童・生徒を受け入れる態勢を確保するため、令和5年度に「品川区学事制度審議会」を設置し、議論・検討を行ってまいりました。

審議会からの答申を受けて、具体的な検討を進め、城南小学校の通学区域の一部を変更することになりました。

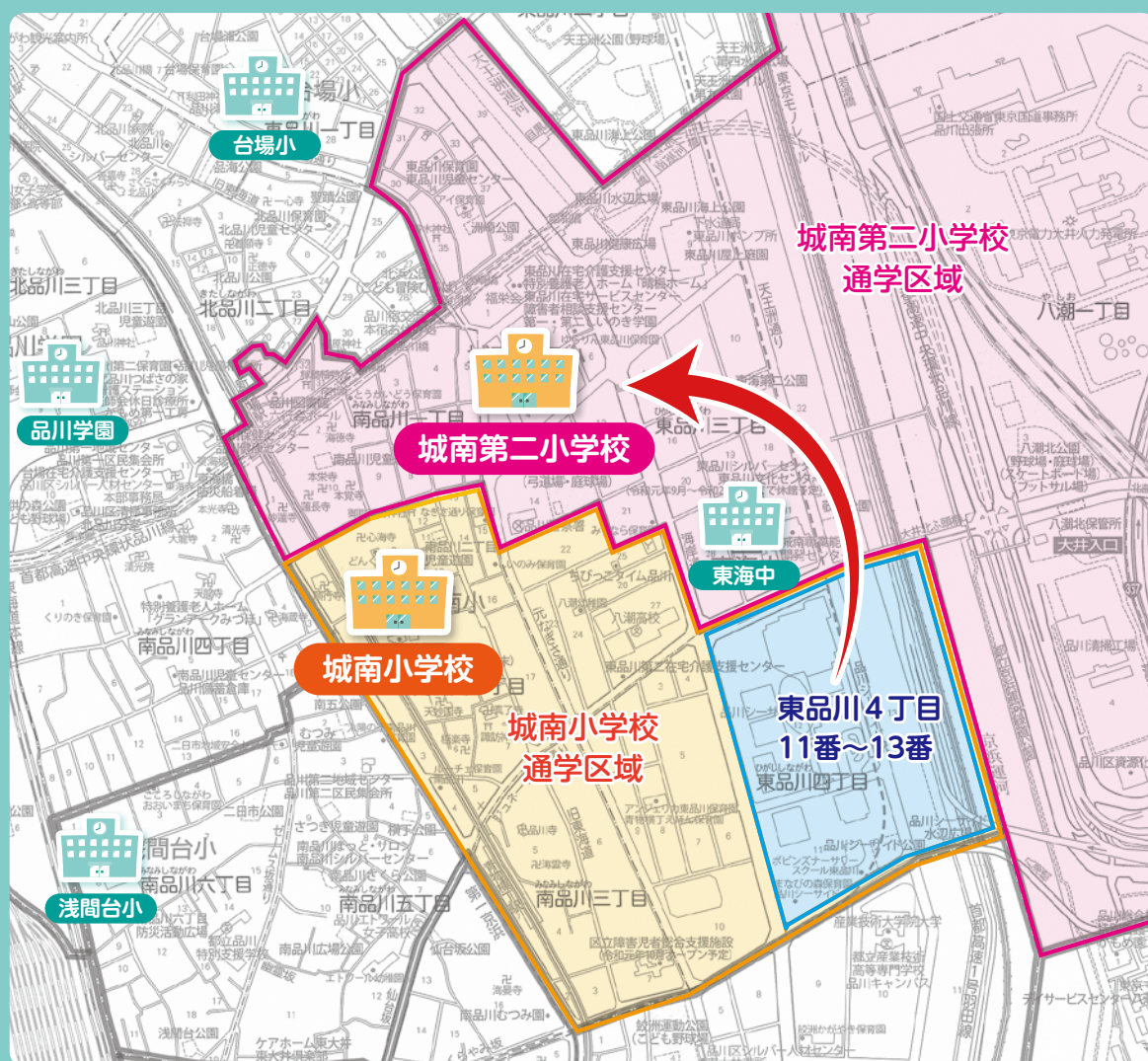
通学区域の変更は、**令和8(2026)年4月に入学される方**から実施します。

(令和7年4月に入学される方は、通学区域の変更はありません。城南小学校が通学区域の学校となります。)

城南小学校の通学区域は、区内においても特に就学人口の増加が著しく、今後も増加することが見込まれることから、**東品川4丁目11番から13番までの地域**を城南第二小学校の通学区域に変更します。

なお、通学区域変更の影響を軽減するため、経過措置を一定期間設けます。

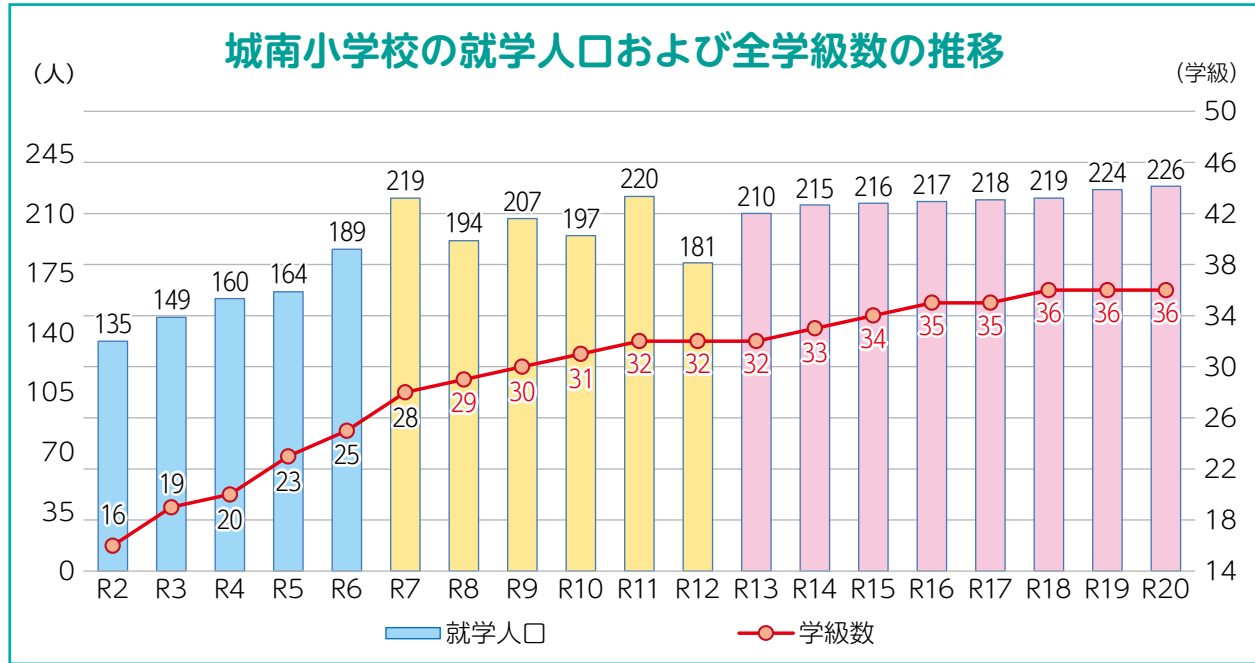
城南小学校周辺の通学区域図(変更内容)



通学区域変更の背景

城南小学校通学区域の就学人口は、令和12年度までの各年度では約200人が想定されており、令和13年度以降の推計値では200人以上になることが予測されています。また、1～6年生の全学級数は、毎年度30学級を超える状況になることが見込まれています。

このような状況から、教育委員会では城南小学校の多目的教室や特別教室を普通教室に転用するなど、普通教室の確保に努め、最大で28学級まで対応できるよう整備を続けてまいりました。しかし、城南小学校においてこれ以上普通教室を増設することは困難であることに加え、令和8年度以降は29学級以上になると予想されることから、城南小学校では通学区域の児童をすべて受け入れることが難しい状況です。



※ 推計値は、品川区の全区人口推計を基に通学区域ごとの人口比率や入学率などを加味して算出しています。
※ 就学人口は、令和6年度までは実績値、令和7年度から令和12年度までは令和6年4月1日現在0～5歳の住民登録者数、令和13年度以降は推計値を用いて作成しています。
※ 学級数は、令和6年度までは実績値、令和7年度以降は推計値を用いて作成しています。

通学区域変更内容

通学区域

住 所	令和8年度から	令和7年度まで
東品川4丁目11番～13番	城南第二小学校	城南小学校

東品川4丁目11番～13番の学校選択対象校（令和8年度から）

学校選択対象校				
城南小	鮫浜小	台場小	八潮学園	品川学園

東品川4丁目11番～13番については、通学区域が城南小学校から城南第二小学校に変更となるため、学校選択対象校が変わります。浅間台小学校、立会小学校が学校選択対象校でなくなる一方、台場小学校、八潮学園が新たに学校選択対象校に加わります。

経過措置について

通学区域変更にもなう経過措置

新 入 生 通学区域が変更となる方は、経過措置期間中は城南小学校（旧通学区域の学校）を希望する場合、抽選時の受入順位が優先されます。

無抽選受入	経過措置①	東品川4丁目11番～13番（旧通学区域）に在住し、入学する年度において、令和7年度までに城南小学校へ入学した兄弟が城南小学校に在籍する者。
	経過措置②	東品川4丁目11番～13番（旧通学区域）に在住し、入学する年度において、経過措置①により城南小学校へ入学した兄弟が城南小学校に在籍する者（令和8年4月1日までに生まれた者に限る）。
優 先	経過措置③	東品川4丁目11番～13番（旧通学区域）に在住する者。 2年間

在 校 生 原則として在籍校へ引き続き卒業まで通うものとします。

抽選時の受入優先順位（経過措置の場合）

順 位	対 象 者
無抽選受入	・ 通学区域に在住する者。 ・ 経過措置① 東品川4丁目11番～13番（旧通学区域）に在住し、入学する年度において、令和7年度までに城南小学校へ入学した兄弟が城南小学校に在籍する者。 ・ 経過措置② 東品川4丁目11番～13番（旧通学区域）に在住し、入学する年度において、経過措置①により城南小学校へ入学した兄弟が城南小学校に在籍する者（令和8年4月1日までに生まれた者に限る）。
第1順位	・ 入学する年度において兄弟が希望校に在籍する者。
第2順位	・ 経過措置③ 東品川4丁目11番～13番（旧通学区域）に在住する者。 2年間
第3順位	・ 隣接する通学区域に在住する者。

城南第二小学校の概況について



新校舎 鳥瞰図



新校舎 普通教室・校舎吹抜け

城南第二小学校は、現在校舎改築を行っております。令和7年度以降、以下のスケジュール（予定）により、順次新校舎での教育活動が開始されます。

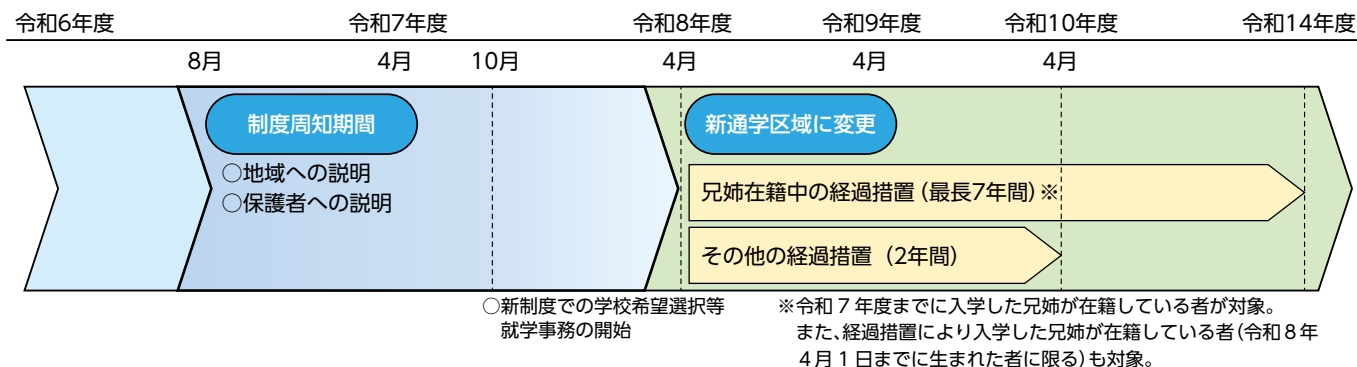
令和7年9月	新校舎（校舎棟）完成、利用開始
令和8年4月	新通学区域の運用開始 ※通学区域の変更時点で、校舎棟は新校舎へ移転しています。
令和9年9月	新校舎（体育館棟）完成、利用開始
令和11年3月	校庭整備等を含む全校舎完成



新校舎 メディアセンター

※イメージ図のため、今後変更が生じる可能性があります。

通学区域変更のスケジュール



Q & A

Q 令和7年度に城南小学校へ入学予定ですが、今回の通学区域の一部変更の影響はありますか。

A 制度変更の影響はありません。令和8年度の新入学児童からが対象となりますので、令和7年度の新入学児童は現行の通学区域が適用されます。

Q 現在城南小学校に在籍中ですが、新しい通学区域の学校へ転校する必要がありますか。

A 転校の必要はありません。現在在籍中の児童については、通学区域の変更後も、原則として引き続き城南小学校に通学することとなります。

一方で、城南第二小学校（新しい通学区域の学校）へ転校を希望する場合は、学務課へご相談ください（指定校変更の申請が必要となります）。

Q 城南小学校の通学区域だけでなく、他の地区でも人口が増えています、この先も各学校の受け入れは大丈夫ですか。

A 教育委員会では、最新の就学人口の動向をもとに、学校改築や特別教室の転用なども含めた対応を続けています。城南小学校以外の学校では、各校の就学人口推計と普通教室の確保状況等から、現時点では通学区域の変更等を行う必要はないと考えていますが、今後も就学人口の変化等に留意しながら、普通教室が不足することのないように対応してまいります。

品川区の学校選択制について

品川区の学校選択制は、通学区域の児童・生徒を受け入れた後に、余裕がある場合に、他の通学区域からも児童・生徒を受け入れる制度です。**他の通学区域の学校を希望する場合、受入状況によっては、兄弟姉妹が在籍していても希望に添えない場合があります。**

お問い合わせ

品川区教育委員会事務局 学務課

〒140-8715 品川区広町 2-1-36 TEL : 03-5742-6828 FAX : 03-5742-0180

品川区ホームページでもご覧になれます

(<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kodomo/kodomo-gakkou/kodomo-gakkou-nyugaku/20240711120038.html>)

